

2019年7月16日

報道機関 各位

株式会社秋田銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改定について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷明弘）は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、下記のとおり預金共通規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1 概要

当行は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月から預金共通規定を改定いたします。

本改定にともない、新規取引開始時にお取引の目的やお客様に関する情報を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況に応じ、お客さまに関する情報やお取引目的などを、窓口や郵便などにより再度ご確認させていただく場合がございます。

また、確認にあたっては、各種確認資料などのご提示をお願いする場合がございます。

なお、当行が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限などさせていただく場合がございます。加えて、当行が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限などさせていただく場合がございます。

2 改定日

2019年10月1日（火）

3 改定内容

以下の条項を新設・追加します。

預金共通規定（抜粋） 「取引の制限等」条項の新設

3. 取引の制限等

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

預金共通規定（抜粋） 「預金の解約、書替継続」条項での一部追加・変更（下線部を追加・変更します。）

4. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約する時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
- ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。
- なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- a この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- b この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
- c この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- d 法令で定める本人確認等、および第3条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- e この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- f 前記aからeの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

改定後の預金共通規定（全文）は、別紙をご覧ください。

（以 上）

【本件に関するお問合せ先】

事務統括部 菊地（内線 3832）

TEL : 018-863-1212（代表）

預金共通規定

預金共通規定は、以下の預金（以下これらを「この預金」という。）に共通して適用します。

- 普通預金
- 貯蓄預金
- 納税準備預金
- 自由金利型定期預金M型（スーパー定期）
- 自由金利型定期預金（大口定期預金）
- 満期自由型定期預金（ふくりっ子）
- 変動金利定期預金
- 期日指定定期預金
- 積立式定期預金
- 積立定期預金
- 年金受取型積立定期預金
- 通知預金
- 譲渡性預金

1. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受け入れの記載を抹消したうえ（証書の場合は証書と引換えに）取扱店で返却します。

2. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。
ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もし

くは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

4. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約する時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。

ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

a この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

b この預金の預金者が第9第1項に違反した場合

c この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

d 法令で定める本人確認等、および第3条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

e この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

f 前記aからeの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

a 預金者がこの預金の開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

b 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- c 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (e) その他 (a) から (d) に準ずる行為
- (4) この預金を書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに取扱店に提出してください。

ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。
- (5) 通知預金については通知預金規定、また総合貯蓄口座取引については総合貯蓄口座取引規定により取扱います。

5. 届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等

- (1) 通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 印鑑照合、カード認証等

- (1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) カード認証により届出の印章の押印を不要とした場合は、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番

号) が一致し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、カード認証等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (3) なお、預金者(個人に限ります。)は、盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. 盗難通帳(証書)による払戻し等

- (1) 本条は個人の預金者の預金取引について適用されます。
- (2) 盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- a 通帳(証書)の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - b 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - c 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (3) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下『補てん対象額』といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (4) 前2項の規定は、第2項にかかる当行への通知が、通帳(証書)が盗取された日(通帳(証書)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (5) 第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- a 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - (a) 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - (b) 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - (c) 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - b 通帳(証書)の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して行われたこと
- (6) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った金額の限度において、第2項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (7) 当行が第3項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第3項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発信した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。